

○松山養護老人ホーム事務組合情報公開条例施行規則

制 定 平成16年3月30日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山養護老人ホーム事務組合情報公開条例（平成16年条例第2号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 本組合の情報公開に関しては、松山市情報公開条例施行規則（平成12年松山市規則第103号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「組合長」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。